

●香川県告示第156号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する平成23年度事業計画を平成23年4月1日次のとおり決定した。

平成23年4月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
高松市	高松市庵治町の一部、牟礼町牟礼の一部、香川町安原下第3号の一部	平成24年3月31日まで	地籍調査
丸亀市	丸亀市垂水町の一部	〃	地籍調査
善通寺市	善通寺市吉原町の一部、碑殿町の一部、上吉田町1丁目、上吉田町5丁目、上吉田町6丁目及び上吉田町7丁目	〃	地籍調査
観音寺市	観音寺市粟井町の一部	〃	地籍調査
土庄町	小豆郡土庄町土庄の一部	〃	地籍調査
小豆島町	小豆郡小豆島町橘の一部	〃	地籍調査
多度津町	仲多度郡多度津町西港町、東港町、堀江5丁目及び南鴨の一部	〃	地籍調査
まんのう町	仲多度郡まんのう町吉野の一部	〃	地籍調査